

# 令和3年度富士見市小規模企業者 支援給付金支給事業ガイドライン

緊急事態宣言解除後の経済活動には、引き続き新しい生活様式の実践が必要とされています。市では、一定の売上高の減少が見られる小規模企業者が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため新しい生活様式に対応し、事業活動を継続する場合に給付金を支給します。

※令和2年度の WITH コロナ実践小規模企業者応援金支給事業の給付を受けた方および持続化給付金の対象になった方も対象となります。

**受付期間** 令和3年5月10日(月)～令和4年1月31日(月)

※受付最終日当日消印有効

**申請方法** 郵送

**給付額** 100,000円

## 手続きの流れ

申請書類・添付書類を郵送で提出

受領後審査

➡ ①又は②へ

① 不備がない場合、申請書受領から約2週間で交付決定通知書を送付し指定の口座へ入金します。

※受付開始後2か月程度は書類審査に時間を要することが予想されるため、交付決定通知の送付および指定口座への入金が約1か月程度かかる恐れがあります。ご理解とご了承をお願いいたします。

② 不備がある場合、電話・書面等で内容確認や不足資料の提出をお願いします。  
申請書類が揃い次第、交付決定通知書を送付し指定の口座へ入金します。

※①に比べ、確認等に時間がかかります。不備の無いよう事前にご確認ください。

※申請書には日中繋がりがやすい電話番号(携帯可)をご記入下さい。

## 問い合わせ専用ダイヤル 049-257-9802

開設期間:5月10日(月)～8月10日(火)(土曜・日曜・祝日を除く平日)

受付時間:午前9時から午後5時

※開設期間終了後は産業経済課 049-257-6827までお問い合わせください。

右のあて先を切り取り、封筒に貼って送付してください。

本事業は、地方創生臨時交付金対象事業です。

切り取り

〒354-8511

富士見市大字鶴馬1800番地の1

富士見市役所 産業経済課 支給担当

## 対象者

次の**すべて**に該当する小規模企業者

① 創業後3か月以上経過した事業者で、市内に事業所があること。

※本店か支店かは問いません。申請書に富士見市内の事業所所在地をお書入れいただく箇所があります。

※創業3か月以上1年未満の方は、提出物・計算方法などが異なります。

※富士見市に移転してきた事業者については、申請時点で、市内で3か月以上事業を営んでいることが必要となります。

② 従業員20人以下(卸売業・小売業・サービス業では5人以下)の小規模企業者であること。

※個人事業主、フリーランスの方も対象です。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月から12月までのうち、いずれかの月の売上高が、前年同月または前々年度の売上高(白色申告の場合は年の売上額の月平均)と比較して、**20%以上減少**していること。

※複数の店舗等を運営している場合は、事業全体の売上高の減少をご確認ください。

## 提出書類

① 申請書(記入例あり)

② 誓約書(記入例あり)

③ 提出書類確認リスト

④ 令和3年1月～12月の間で、前年同月(または前々年同月)と比較して売上が減少した月の売上台帳や試算表

※書式は任意(手書きの台帳もご提出いただけます)

※請求書や通帳の写し、個別の伝票のコピーなどではご提出できません。試算表等が未作成の場合は台帳の作成をお願いいたします。

⑤ 確定申告書類(前年同月または前々年同月の売上が確認できるもの)

法人 (1) 確定申告書別表一の写し

(2) 法人事業概況説明書の写し

個人事業主 (1) 確定申告書別表第一の写し

(2) 所得税青色申告決算書の写し(青色申告の方のみ)

※マイナンバーが記載されている場合は、マイナンバー部分を黒塗りしてご提出ください。

※直前の事業年度の確定申告が完了していない場合、法人または青色申告の方は申請月の前年同月の1か月の売上が分かる書類。白色申告の場合は、昨年1年間分の売上台帳など、年間収入が分かる書類の写しをご提出ください。(前々年との比較の場合は申告書類をご提出ください)

⑥ 通帳の写し

支店名、預金区分が印字されているページのコピーをご提出ください。

※ネット銀行の場合は画面データ、キャッシュカードのみの場合はカードをコピーしてください。

※振込先に不備があると入金できません。記入間違いの無いようご確認をお願いいたします。

⑦ 本人確認書類

法人: 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し

個人事業主: 免許証(住所変更などで裏面に記載がある場合は両面)、マイナンバーカード(表面のみ)、外国籍の方は在留カードなど

## 売上高減少率の計算方法

(1) 法人や青色申告の方の前年同月比との比較(前々年同月比も可)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
A: 令和2年	550,000	600,000	500,000	400,000	700,000	600,000	500,000
B: 令和3年	500,000	600,000	300,000	450,000	650,000	550,000	400,000

表は3月が該当

(A: 2年3月売上高 — B: 3年3月売上高) ÷ 2年3月売上高 × 100 = 減少率

( 500,000 円 — 300,000 円 ) ÷ 500,000 円 × 100 = 40% (小数点以下切捨て)

(2) 白色申告の方(前々年の年間比も可)

前年又は前々年の売上高の平均額と令和3年1月から12月までの任意のひと月の売上高を比較していただき、**20%以上**の売上高の減少がある場合に申請が可能です。

## 創業3か月以上1年未満の方の売上高減少率の計算方法および追加提出書類

創業後3か月以上1年未満の方は、任意で選んだ月の売上高と、任意の月を含む前2か月の合計3か月間の月平均売上高を比較してください。

### 【売上高減少率の計算方法】

#### ●6月を選択した場合

令和3年	1月創業	2月	3月	4月	5月	6月(B)
	600,000	450,000	450,000	650,000	550,000	300,000

←—————→  
3か月間の平均額(A)

任意で選択した月(B)

令和3年4月、5月、6月の売上高の平均額 = 500,000 (A)

A — B ÷ A × 100 = 減少率

( 500,000 円 — 300,000 円 ) ÷ 500,000 円 × 100 = 40% (小数点以下切捨て)

上記の計算方法にて該当した方は、以下の書類を追加でご提出ください。

- ① 開業届の写しまたは開業証明書(個人事業主)
- ② 任意で選んだ月の売上高と、任意の月を含む前2か月の合計3か月間の売上高が分かる書類(売上台帳、試算表など)

